

定時制・通信制高校における 教科書及び夜食費補助金制度

定時制・通信制高校に通う生徒は「高等学校の定時制教育及び通信教育振興法」に基づき、一定の条件を満たせば補助金を受けられる制度があります。



(1) 補助金の対象範囲

- ①教科書代・・・全額
- ②給食費・・・1食につき60円

(2) 申請事由

- ①正規雇用または自営業として定職に就いている。
- ②パート、アルバイト、派遣社員又は契約社員の職に就いている。
- ③職に就く意思はあるが、職がなく求職中である。
- ④疾病等により職に就くことができない。
- ⑤心身に障害がある。
- ⑥り災により経済的に修学が困難である。
- ⑦その他、やむを得ない理由がある。
(家族の看病のために就職できない等)



(3) 提出書類

- ①教科用図書補助金兼夜食費補助金申請書（第1号様式）
- ②教科用図書補助金兼夜食費補助金証明書（第2号様式）

上記(2)②の場合は該当年度内に90日以上勤務日数の証明が必要です。社判がない場合は名刺添付、複数の勤務先の合算で90日以上となった場合は、給料明細等での証明も可能です。③の場合は、ハローワークで求職活動をした証明書を年3回(每学期)併せて提出する必要があります。

- ③教科用図書申請内訳表（第4号様式） ※学校側で作成します
- ④支払金口座振替依頼書

(4) 申請までの流れ

HR担任が制度の概要を生徒に周知して、申請書類の取りまとめを行います。申請条件が満たされた時点で申請書類をHR担任または経営企画室の担当者に提出します。申請があった場合、各学期末に審査します。